

保護者 殿

令和 年 月 日

薙崎市立薙崎小学校
校長 作地 秀二

出席停止通知

次の児童は、学校保健安全法に基づき、出席停止とします。

1 学年・氏名 年 組 氏名

2 出席停止理由(病名)

3 出席停止期間 医師の許可ができるまで

学校保健安全法の予防規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、登校を停止いたします。なお、回復して登校する際は下記の登校許可書を学校に提出してください。

登校許可書

1 学年・氏名 年 組 氏名

2 病名

3 出席停止期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 月 日

上記児童の疾病が全治しました。(感染のおそれがなくなりました)
よって、 月 日より登校を許可します。

令和 年 月 日

医師名 印

〈 学校において予防すべき感染症の種類 〉

- 第1種 エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・ペスト・マールブルグ病
ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ(H5N1)・
痘瘡・南米出血熱・重症急性呼吸器症候群(SARS)
- 第2種 インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘
咽頭結膜熱・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎・新型コロナウイルス感染症
- 第3種 コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・
パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症

これらの感染症にかかったときは、学校保健安全法の予防規定により本人の早期回復と他児への感染を防ぐため、登校を停止することになっております。
なお、回復して登校する際には、裏面治癒報告書を学校に提出してください。

〈 出席停止期間とめやす 〉

- 1 インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
 - 2 新型コロナウイルス感染症 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
 - 2 麻疹(はしか) 熱が下がって3日を経過するまで
 - 3 流行性耳下腺炎 耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
 - 4 風疹(3日ばしか) 発疹が消えるまで
 - 5 水痘(水疱瘡) すべての発疹がかさぶたになるまで
 - 6 百日咳 特有の咳がなくなるまでまた5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - 7 咽頭結膜熱(プール熱) 主症状がなくなって、2日を経過するまで
 - 8 結核 感染のおそれがなくなるまで
 - 9 その他の感染症* 感染のおそれがなくなるまで
- (*学校での流行を防ぐために必要と考えられる場合に出席停止扱いとなる感染症)

なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は別の様式になります。

